

本市美里の県道で起きた在沖米海兵隊少佐によるひき逃げ事件に関する意見書

12月4日、沖縄市美里の県道75号線上で、原付バイクを運転していた男性が意識不明の重体となったひき逃げ事件について、沖縄県警は10日、在沖米海兵隊キャンプ・コートニー所属の少佐によるひき逃げ事件と断定した。

この事件と前後して北谷町の酒に酔った米空軍兵の住居侵入容疑での逮捕やうるま市、宜野湾市での相次ぐ酒気帯び運転容疑での米兵の逮捕と事件・事故が続発しており、繰り返される愚行に周辺住民は憤りを募らせている。

特に、本来であれば、事故直後に救護し救急搬送への対応を図るなど、人道的な立場から接するべきものであり、「ひき逃げ」とい

う凶悪で卑劣な行為は、断じて許されるものではない。

在日米軍は、これまで米兵による事件・事故について綱紀粛正策の一環として軍人・軍属の外出・基地外飲酒を制限する「リバティ制度」の強化を示し、これまでも同制度の強化と緩和が繰り返されてきたが、去る11月26日には、米軍人による事件・事故が減少したとして同制度を12月9日から緩和するとの報告がなされたばかりにも関わらず、このような事件・事故が頻発するということは米兵の管理、教育が徹底されていないことの表れであり、同制度の効果自体疑わざるを得ない。

さらに、今回の事件では、米海兵隊少佐という指導的立場にある者がひき逃げという悪質な事件の容疑者として断定されたことから、市民、県民の米軍に対する不信感は膨らむばかりである。

よって、沖縄市議会は、本市美里の県道で起きた在沖米海兵隊少佐によるひき逃げ事件に関し、厳重に抗議するとともに市民の生命・財産・人権を守る立場から、下記事項について強く要求する。

記

1. 被害者への速やかな謝罪及び完全な補償をすること。
2. 米軍人・軍属の教育を徹底し、綱紀粛正を図ること。
3. 事件・事故の再発防止の抜本的な解決策を作成し、その実施状況、現状と課題、今後の解決策を明確にし、報告すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年12月16日
沖 縄 市 議 会

宛先

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 外務大臣 防衛大臣
沖縄及び北方対策担当大臣 外務省沖縄担当大使 沖縄防衛局長